



がっこう 学校だより

令和6(2024)年4月8日
横浜市立六浦中学校
校長 小宮 昌志

「だれもが 安心して 豊かに」生活できる学校を目指して

着任のご挨拶

校長 小宮 昌志

4月1日付で本校の校長に着任いたしました小宮 昌志（こみや まさし）です。生徒、

保護者、地域の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

着任早々、春休み中に部活動で登校してきた生徒に爽やかな笑顔と挨拶をいただきました。

また、生き生きと活動する生徒たちの姿を見て、たくさんの元気をいただきました。

これから生徒や地域についての理解を深め、校長として子どもたちの成長をしっかりと支援していくことができますよう努力してまいりたいと思います。

本校の学校教育目標は次の3つです。

- ・自ら学び粘り強く学習する態度を育て、基礎学力の定着をめざします。
 - ・誰もが安心して豊かに生活できる、挨拶と笑顔のあふれる学校をつくりまします。
 - ・積極的に社会参加し、地域の人達との関わりを大切にする心を育てます。
- 本年度も学校教育目標の実現に向けて教育課程を編成し、六浦中学校の生徒が将来力強く生きていくために必要な力を身に付けられるよう職員一同、精一杯取り組んでまいりたいと思います。

●スクールカウンセラー・・・☎701-7930（カウンセラー直通 秘密は厳守します）

●ハラスメント相談窓口・・・養護教諭、生徒指導専任教諭、副校長まで

●横浜市立学校で進めている教職員の働き方改革の一環として設定しています

- 留守番電話設定時間 最終下校時刻の45分後～翌朝7時15分
- 土日祝日・閉庁期間 終日
- 長期休業期間（閉庁日以外） 17時～翌朝8時30分

欠席連絡等、学校への連絡は、留守電設定以外の時間をお願いいたします。

● **子どもを守るための取組へのご協力をお願いします**

児童虐待防止法等に関する法律を守ります

学校は、児童虐待の早期発見につとめ、児童虐待と思われる事案が発生した場合には、子どもの安全のために守秘義務に優先して速やかに通告する義務が定められています。さらに市、市民、保護者及び関係機関等がそれぞれの責務を示し社会全体で子どもを虐待から守る条例があります。地域、保護者、学校、関係機関が連携して子どもたちの安全を見守る体制づくりへのご協力をお願いします。

子供同士による金銭トラブルを起こさせないために

生徒の間でお金の貸す・借りる・あげる・もらうなどのやり取りからトラブルになって大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれたりしていくという事が起こることがあります。たとえ仲の良い関係であってもお金のやりとりは行わない方が良い行為です。学校は子どもたちのお金のやり取りについては、「行ってはいけない行為」として指導しますので、ご家庭でもご協力をお願いします。

「暴力行為等による指導」および「器物損壊プログラム」へのご理解とご協力のお願い

本校では、「誰もが安心して豊かに」生活できる学校を目指して、秩序ある教育環境作りをなご一層心がけて参ります。子どもたちの健全な社会性を育てるためには、「社会で許されないことは、学校でも許されない」という姿勢で、子どもたちに自己責任の自覚を促し、社会規範意識を育成することが大切であると考へます。暴力行為（いじめや言葉の暴力を含む）や故意に公共物を破壊するような行為は、安定した学校秩序を崩すばかりではなく、行為を行っている本人の成長にとっても大変大きなマイナスであると考へます。

1 お願い

- (1) 学校と連携を図り、生徒が社会的な意味を実感できるよう協働して指導場面を工夫するようご協力ください。
- (2) 自己責任を自覚できるように、補修活動や謝罪などの指導についてのご理解とご協力をお願いいたします。

2 器物損壊プログラムについて

窓ガラスなどの公共物等を故意（わざと）、または故意に近い状況で破損した場合に、自らの行為に対する責任を自覚し、豊かな社会性を身に付けられるよう、以下のように器物損壊指導プログラムを実施いたします。

- 行為者の特定や行為の理由など、事実を正確に把握する。
- 行為者の心情や人間関係、教育指導上の個別課題や背景を十分把握して指導を行う。
- 行為者に自らが行った行為の意味を見つめさせ、その心情を整理して、反省の態度（気持ち）を醸成する。
- 行為により影響を受ける人々やその生活、安全な校内生活の維持に努めている人々の姿、教育のために整えられた公共財産であること等に目を向けさせ、社会性の育成に向けて指導する。
- 自らの行為の責任について自覚を促し、できうる限り、影響を受けた人々や生活が旧に復するよう努力することが大切であることを指導する。
- その理解に立って、関係者への謝罪、破損場所の清掃や壊れた器物の補修、他のボランティア活動等によって自らの責任を示し、反省の心情を行動につなぐことができるよう指導する。
- 保護者と連携を図り、生徒が社会的な意味を実感できるよう協働して指導場面を工夫する。
- 補修活動や謝罪など、自己責任を自覚した行動を評価し、新たな気持ちで快活な学校生活が送れるよう励まして指導を終了する。

※行為者が特定できない場合や行為が悪質で繰り返される場合など、警察に被害届を提出することも視野に入れて対応する。

3 暴力行為（いじめや言葉の暴力を含む）について

暴力行為が行われた場合、外部機関と連携を取りつつ、次のような観点から一定期間の別室指導を行うこともあります。

- (1) 暴力行為等を受けた生徒、または、職員の安心・安全を守るため。
- (2) 暴力行為を行った生徒に自己を振り返らせて、反省を促すため。
- (3) 暴力行為を行った生徒が、学級、学年にスムーズに戻るための関係調整のため。
(暴力行為等を受けた生徒、または、職員への謝罪や暴力のある環境に不安を感じる周囲の生徒への説明)

GIGA端末とその付属品の破損・故障等の対応についてのお願い

横浜市教育委員会より整備された1人1台端末（GIGA端末）について、様々な学習場面で積極的に活用を進めています。学校では適切な指導のもと大切に利用しておりますが、破損・故障等が発生するリスクも想定されます。

「横浜市内立学校における新教育情報ネットワーク等端末利用ルール」をもとにご家庭等で負担いただく場合もありますので、下記の通りご理解とご協力のほどよろしくお願ひします。

なお、付属品とは端末に付属している又はセットで貸与された電源アダプタ及びケーブル、カバー等を指します。

※GIGA端末：「横浜市におけるGIGAスクール構想」により整備した1人1台端末

1 弁済対象となる場合（ご家庭等で負担いただく場合）

- (1) 故意に（わざと）破損・故障又は利用不可となる状態にさせた場合
- (2) 紛失した場合
- (3) 生徒以外の者又はペット等が破損・故障させた場合
- (4) 適切な管理を明らかに怠ったことにより破損・故障させた場合
(雨天時に屋外で利用し雨水により故障したなど)
- (5) 著しい改造・汚れ等によって貸出時の状態への復旧が困難な場合
- (6) 上記(1)～(5)以外で、適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損・故障等
(持ち帰り時に学校の許可なく家庭外等で利用し、破損させたなど)

2 弁済対象とならない場合（ご家庭等の負担とならない場合）

- (1) 生徒が教育活動又は教育活動に付随する活動の中で過失により破損・故障させてしまった場合（学習中に誤って机上から落としてしまった、誤って水をこぼしてしまった、登下校中に水濡れや落下等で破損・故障させてしまったなど。）
- (2) 盗難された場合（警察への被害届の届け出が必要）

3 弁済対象となる場合の対応

- (1) 端末及び付属品の種類によって必要な手続きが異なります。学校の案内に沿って修繕費用の弁済負担又は現物での弁済をお願いします。
- (2) 修繕費用の弁済負担の場合、弁済額は修繕にかかった費用全額となります。現物での弁済の場合、学校の案内に沿ってご家庭等で現物を購入していただき、現物で学校に弁済をお願いします。
- (3) 破損・故障等発生時の状況と弁済について、学校が保護者に確認・相談することになりますので、ご協力ををお願いします。

4 休校時等のご家庭等での利用時の注意点について

- (1) 水濡れや外からの衝撃に注意し、雨の日はビニール袋に入れて運ぶなど配慮をお願いします。
- (2) 紛失や盗難を防ぐため、学校から許可された場所以外に持ち出さないようにし、学習目的に限って利用してください。
- (3) ご家庭等で利用する場合は、身の回りの場所を整理したうえで丁寧に扱ってください。